

福島県先進的EVモデル支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の事業者（法人に限る。以下「事業者」という。）が実施する太陽光発電設備、蓄電池システム、電気自動車及び充電設備（以下「電気自動車等」という。）の一体的な導入を支援することで、事業者がその効果を、地域のモデル事業者として情報発信することにより、地域及び事業者における電気自動車等の普及啓発が図られることを目的に、事業者に対し福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 事業者

県内に事業所を置き事業活動を行っている者をいう。

(2) 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

(3) 蓄電池システム

蓄電池部及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムをいう。

(4) 電気自動車

搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。）

(5) 充電設備

電気自動車に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。

ア 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

ウ 充放電設備

電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

エ 蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

オ 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

カ 充電用コンセントスタンド

オの充電用コンセントを装備する筐体をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者であって知事が指定した者とする。

- (1) 県内に電気自動車等を導入する建物を所有している事業者
- (2) 県が実施する省エネ等に関する事業において、事例発表やデータ提供等に協力する事業者

2 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者から除く。

- (1) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする事業者
- (2) 公序良俗に反することを事業目的とする事業者
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする事業者
- (4) 補助金を支給決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始若しくは特別清算開始の申立をいう。）した事業者

ただし、再生手続開始の申立（民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立をいう。）又は更正手続開始の申立（会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立をいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込がある事業者を除く

- (5) 直近2期連続で債務超過となっている事業者

3 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者、もしくは次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者から除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等

- (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象者の指定)

第4条 前条の規定による指定を受けようとする事業者は、福島県先進的EVモデル支援事業補助金実施計画書(様式第1号)に別に定める書類を添えて知事に提出し、補助対象者として知事の指定を受けなければならない。

ただし、計画書及び計画書に添付する書類の提出部数は1部とする。(以下の規定による提出書類についても同じ。)

- 2 知事は、前項の規定による計画書の提出があった場合には、別に定める補助事業の採択方針及び採択基準に合致するかどうか審査した上で補助対象者として指定し、通知するものとする。

(指定の取消等)

第5条 知事は、指定を受けた事業者が、偽りその他不正の手段により指定を受けたと認められた場合は、指定を取り消すものとする。

(補助金の交付対象事業)

第6条 補助金の交付対象事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に定める要件を満たす補助対象設備(太陽光発電設備、蓄電池システム、電気自動車及び充電設備)を一体として導入する事業であって、その省エネルギー効果等を従業員等や地域へ発信する事業とする。

(補助事業対象経費及び補助額)

第7条 補助の対象となる経費は、補助事業を実施する場合に、当該補助事業に要する別表第2に掲げる経費のうち知事が適当と認める経費(以下「補助事業対象経費」という。)とする。

ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税は補助事業対象経費としない。

- 2 補助額は、補助対象設備ごとに、別表第1により算出された金額の合計とする。ただ

し、補助額は750万円を上限とする。

- 3 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条第1項の申請書は、福島県先進的EVモデル支援事業補助金交付申請(様式第2号)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 第4条第2項で指定された補助対象者は、申請書に別に定める書類を添えて知事に提出する。
- 3 補助対象者は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助事業対象経費総額の20パーセント以内の減額である場合をいう。

- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び別に定める実施要領の定めに従うべきこと。
 - (2) 規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更の承認申請)

第10条 補助事業を行う事業者(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県先進的EVモデル支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第11条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、福島県先進的EVモデル支援事業実施状況報告書(様式第4号)により必要に応じて求めるものとする。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、当該事業が完了したときには、速やかに福島県先進的EVモデル支援事業完了報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県先進的EVモデル支援事業実績報告書（様式第6号）に別に定める書類を添えて、事業完了の日（事業の廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行なわなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は前条の規定による報告を受けた場合は、規則第14条の規定に基づき、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、福島県先進的EVモデル支援事業補助金交付請求書（様式第7号）により補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者から、交付要綱第10条に基づく申請があったとき。

2 知事は、前項の取消をした場合において既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命

ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第8号）により記帳整理し、処分制限期間内備えて置かなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(会計帳簿の整備等)

第19条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助対象 設備	補助率等	要件
太陽光発電設備	5万円/kW	<p>1 事業者が所有する県内の事業所に設置するものであること。</p> <p>2 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>4 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>5 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（1）～（12）をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>（1）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>（2）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>（3）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>（4）一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>（5）20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標</p>

		<p>識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した本補助金により導入した旨を記載したものを）を掲示すること。</p> <p>(6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(11) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>6 PPA（※）の場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）と共同で申請を行うこと。その場合、太陽光発電設備に係る補助金はPPA事業者に対して交付することとし、PPA事業者は当該補助金額相当分をサービス料金から控除すること。また、サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導</p>
--	--	--

		<p>入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>7 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。その場合、太陽光発電設備に係る補助金はリース事業者に対して交付することとし、当該補助金額相当分をリース料金から控除すること。また、リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>8 補助事業者の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>※エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。</p>
蓄電池システム	蓄電池システムの価格(円/kWh)の1/3 ※19万円/kWhの1/3を上限とする。	<p>1 本事業により太陽光発電設備を導入する事業所と同じ事業所に設置するものであること。</p> <p>2 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>4 定格容量が4,800Ah・セル以上であり、設置にかかる費用を含め19万円/kWh以下の蓄電システムであること。</p> <p>5 PPAの場合、PPA事業者と共同で申請を行うこと。その場合、蓄電池システムに係る補助金はPPA事業者に対して交付することとし、補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p>

		<p>6 リース契約の場合、リース事業者と共同で申請を行うこと。その場合、蓄電池システムに係る補助金はリース事業者に対して交付することし、補助金額相当分をリース料金から控除すること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>7 各市町村の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p>
電気自動車	<p>蓄電容量× 1/2×4万円 /kWh</p> <p>※経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（以下、「CEV補助金」という。）の「銘柄毎の補助金交付額」を上限とする。</p>	<p>1 本事業により太陽光発電設備を導入する事業所と同じ事業所に導入するものであること。</p> <p>2 太陽光発電設備又は蓄電池システムと接続される充電設備と接続して充電を行うものであること。</p> <p>3 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。</p>
充電設備	<p>補助対象経費の1/2</p> <p>※右記要件に定める金額を上限とする。</p>	<p>1 本事業により太陽光発電設備を導入する事業所と同じ事業所に導入するものであること。</p> <p>2 太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。</p> <p>3 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」（以下、「CEVインフラ補助金」という。）で交付対象となる銘柄であること。</p>

		<p>4 補助金額の上限は次のとおりとする。</p> <p>(1) 充電設備本体：CEVインフラ補助金の「補助対象充電設備型式一覧表」の補助交付上限金額</p> <p>(2) 工事費用：工事項目ごとに、CEVインフラ補助金の「事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額」の補助交付上限金額</p> <p>※ 工事項目の考え方については、CEVインフラ補助金及び本補助金の申請の手引き等に準じること。</p>
--	--	--

別表第2（第7条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） 2 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） 3 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） 4 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	（間接工事費）	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 2 準備、後片付け整地等に要する費用 3 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 4 技術管理に要する費用 5 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて

			算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。